



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 自衛官候補生の募集（市町村課） 1
- 特定計量器の定期検査（県民生活課） 2
- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課） 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 3
- 保安林の指定予定の通知・2件（森林管理課） 3
- 民有保安林の指定の解除の予定・3件（森林管理課） 4
- 保安林の解除予定の通知（森林管理課） 5
- 都市計画の変更・3件（都市計画・モノレール課） 5
- 建築基準法に基づく道路の指定・4件（建築指導課） 6
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 7

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課） 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） 10
- 建設業者の所在等を確認することができない旨の公告（土木総務課） 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（空港課） 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（空港課） 12
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 13

告 示

沖縄県告示第635号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成26年度における自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

| 区分 | 募集期間 | 試験期日 | 試験場の位置 | 試験場の名称 |
|----------------|-------------------------------|------------|---------------------|------------|
| 自衛官候補生 (男子) | 平成26年12月12日から 平成27年1月13日まで | 平成27年1月17日 | 那覇市字鏡水679番地 | 陸上自衛隊那覇駐屯地 |
| | | | 宮古島市平良字下里 1016番地 | 平良地方合同庁舎 |
| | | | 石垣市字登野城55番地 | 石垣地方合同庁舎 |

2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部募集課（電話番号098-866-5457）まで問い合わせること。

沖縄県告示第636号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

| 検査地区 | 検査期日 | 検査場所 |
|---|----------------------------------|-------------------|
| 南城市知念字安座真、知念字海野、知念字具志堅、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里、知念字吉富、大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅及び大里字嶺井 | 平成27年2月3日（火曜日） 午前11時から午後3時まで | 久高島離島振興総合センター |
| | 平成27年2月4日（水曜日） 午前10時から午後3時まで | 南城市大里農村環境改善センター |
| | 平成27年2月19日（木曜日） 午前10時から午後3時まで | 南城市海洋体験施設イノー館 |
| 北谷町 | 平成27年2月9日（月曜日） 午前10時から午後3時まで | 北谷町商工業研修等施設 |
| 嘉手納町 | 平成27年2月17日（火曜日） 午前10時から午後3時まで | 嘉手納町役場 |
| 豊見城市 | 平成27年2月18日（水曜日） 午前10時から午後3時まで | 豊見城市役所 |
| 読谷村 | 平成27年2月23日（月曜日） 午前10時から午後3時まで | 読谷村役場 |
| 西原町 | 平成27年2月24日（火曜日） 午前10時から午後3時まで | 西原町中央公民館 |
| 八重瀬町 | 平成27年2月25日（水曜日） 午前10時から午後3時まで | 八重瀬町中央公民館 |
| | 平成27年2月26日（木曜日） 午前10時から午後3時まで | 八重瀬町具志頭農村環境改善センター |

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

| 検査地区 | 検査期日 | 検査場所 |
|---|---|--|
| 南城市知念字安座真、知念字海野、知念字具志堅、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里、知念字吉富、大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅及び大里字嶺井 | 平成27年2月3日（火曜日） から同年5月29日（金曜日） まで | 特定計量器の取り付け ある土地又は建物その他 工作物の所在の場所 |
| 北谷町 | 平成27年2月9日（月曜日） から同年5月29日（金曜日） まで | |
| 嘉手納町 | 平成27年2月17日（火曜日） から同年5月29日（金曜日） まで | |

| | |
|------|---|
| 豊見城市 | 平成27年2月18日（水曜日） から同年5月29日（金曜日） まで |
| 読谷村 | 平成27年2月23日（月曜日） から同年5月29日（金曜日） まで |
| 西原町 | 平成27年2月24日（火曜日） から同年5月29日（金曜日） まで |
| 八重瀬町 | 平成27年2月25日（水曜日） から同年5月29日（金曜日） まで |

沖縄県告示第637号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成26年12月12日から同月25日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課及び沖縄県八重山農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|---------|---------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 本比田正二 | 竹富町字波照間 | 竹富町字波照間底田1272番 |
| 前石垣智一 | 竹富町字波照間 | 竹富町字波照間片穂知3202番ほか1筆 |

2 申請年月日 平成26年12月1日

沖縄県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり真喜屋土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

| 理事、監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|---------|-----|----------------------|
| 理事 | 照屋一 | 名護市字屋我123番地屋我市営住宅2-3 |

任期 平成25年11月21日から平成29年10月10日まで

2 退任

| 理事、監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|---------|------|-------------|
| 理事 | 祖堅清徳 | 名護市字真喜屋52番地 |

沖縄県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町字西表東祖納626番地先・627番地先・628番地先・629番地1先・629番地4先・631番地先・634番地先・634番地2先（以上8筆先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町南風見国有林172は林小班（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、禁伐とする。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 糸満市字喜屋武具志川原1156番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 糸満市字喜屋武具志川原1156番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 国定公園整備事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字宇根シルカイラ原723番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 避難路整備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷嘉手苧原357番（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・4号那覇内環状線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市古波蔵3丁目、古波蔵3丁目地先、壺川2丁目、壺川2丁目地先及び鏡原町
 - (2) 削除する部分 那覇市古波蔵3丁目地先及び壺川2丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・85号龍潭線
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市首里大中町1丁目、首里真和志町1丁目及び首里当蔵町1丁目
 - (2) 削除する部分 那覇市首里大中町1丁目、首里真和志町1丁目及び首里当蔵町1丁目
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
-

沖縄県告示第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 5・5・那5首里城公園
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 那覇市首里大中町1丁目、首里真和志町1丁目及び首里当蔵町1丁目
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
-

沖縄県告示第648号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成26年12月1日
 - 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大湾81番1、83番、312番、313番、314番、315番、317番、318番、319番、320番、331番、332番、333番、334番、335番、336番、337番及び332番から333番まで地先の里道並びに字比謝486番、494番、497番、498番、499番、500番、502番、503番1、503番3、504番、497番から503番3まで地先の里道及び499番地先の里道
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 448メートル
 - (2) 幅員 18.0メートル
-

沖縄県告示第649号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成26年12月1日
 - 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大湾81番1、333番、334番、347番、348番、349番、350番、351番、353番、353番1、354番、355番及び355番1
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 154メートル
 - (2) 幅員 16.0メートル
-

沖縄県告示第650号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年12月1日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字比謝缸35番、36番、39番、39番2、40番1及び40番2、字大湾20番、21番、22番、23番、24番、33番、34番、36番1、37番、38番1、41番、42番、60番、61番、62番、64番、74番、344番、350番、352番、353番1、354番、357番、358番、359番1、20番地先の里道、23番地先の里道、34番地先の里道、36番1地先の里道及び359番1地先の里道並びに字比謝456番1、457番、458番、464番1、468番、469番、474番、475番1、475番2、476番1、479番1、479番2、490番、493番1、493番3、494番、495番、504番、456番1から457番まで地先の里道、464番1から468番まで地先の里道及び493番1から493番3まで地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 811メートル
 - (2) 幅員 9.5メートル

沖縄県告示第651号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。
なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年12月1日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大湾315番並びに字比謝472番、472番1、473番、474番、481番、484番、472番1から484番まで地先の里道及び474番地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 141メートル
 - (2) 幅員 9.5メートル

沖縄県告示第652号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公告認定対象区域 読谷村字儀間465番ほか678筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成26年12月3日 沖縄県指令土第1257号

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 採用職種、採用予定数、職務内容等

| 採用職種 | 採用予定数 | 職務内容 | 採用時勤務予定場所 |
|------------------------------|-------|---|------------|
| 職業訓練指導員 (電気工事科・電気科・電子科) | 1名 | 主に、職業能力開発校において、電気システム科の職業訓練指導業務に従事する。 | 具志川職業能力開発校 |
| 職業訓練指導員 (情報処理科・コンピュータ制御科) | 1名 | 主に、職業能力開発校において、情報システム科の職業訓練指導業務に従事する。 | 具志川職業能力開発校 |
| 職業訓練指導員 (流通ビジネス科・事務科) | 1名 | 主に、職業能力開発校において、総合実務科(知的障がい者対象)の職業訓練指導業務に従事する。 | 具志川職業能力開発校 |

2 受験資格

- (1) 電気システム科の職業訓練指導員を希望する者 昭和52年4月2日以後に生まれた者で、次のアからウのいずれかに該当するもの
- ア 次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する者
- (7) 職業訓練指導員免許(電気工事科)を有する者
- (イ) 職業訓練指導員免許(電気科又は電子科)を取得した者で、第一種電気工事士資格を有する者
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を職業訓練指導員免許(電気工事科・電気科・電子科)に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状(工業)を有する者で、平成27年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得する見込みのあるもの(ただし、電気科及び電子科にあっては、第一種電気工事士資格を有する者)
- ウ イのほか、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第3項で定める職業訓練指導員免許(電気工事科・電気科・電子科)の取得要件を満たす者で、平成27年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの(ただし、電気科及び電子科にあっては、第一種電気工事士資格を有する者)
- (2) 情報システム科の職業訓練指導員を希望する者 昭和52年4月2日以後に生まれた者で、次のアからウのいずれかに該当するもの
- ア 次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する者
- (7) 職業訓練指導員免許(情報処理科)を有する者
- (イ) 職業訓練指導員免許(コンピュータ制御科)を有する者
- イ 学校教育法による大学を職業訓練指導員免許(情報処理科・コンピュータ制御科)に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状(工業・情報)を有する者で、平成27年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得する見込みのあるもの
- ウ イのほか、職業能力開発促進法第28条第3項で定める職業訓練指導員免許(情報処理科・コンピュータ制御科)の取得要件を満たす者で、平成27年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの
- (3) 総合実務科の職業訓練指導員を希望する者 昭和52年4月2日以後に生まれた者で、次のアからウのいずれかに該当するもの
- ア 次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する者
- (7) 職業訓練指導員免許(流通ビジネス科)を有する者
- (イ) 職業訓練指導員免許(事務科)を有する者
- イ 学校教育法による大学を職業訓練指導員免許(流通ビジネス科・事務科)に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状(商業)を有する者で、平成27年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得する見込みのあるもの
- ウ イのほか、職業能力開発促進法第28条第3項で定める職業訓練指導員免許(流通ビジネス科・事務科)の取得要件を満たす者で、平成27年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
- ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容、日時及び場所等

| 試験区分 | 試験の内容 | 日時及び場所 |
|------------|--|--|
| 書類選考 | 4(2)により提出された履歴書等に基づき、該当科の受験資格を満たしているかを審査します。 | |
| 教養試験及び適性検査 | 教養試験は、公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。 適性検査は、職務遂行に必要な適性について検査します。 | 平成27年1月25日（日曜日）に予定しており、詳細については、書類選考合格者に通知します。 |
| 面接試験及び実技試験 | 面接試験は、公務員としての適格性及び職業訓練指導員としての専門的知識について個別面接による人物試験を行います。 実技試験は、該当科の指導員としての技能・技術を有しているかについて実技試験を行います。 | 平成27年2月上旬に予定しており、試験の日時、場所等については、教養試験及び適性検査合格者に通知します。 |

4 受験手続

- (1) 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098(866)2090
- (2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留で郵送し、又は直接持参して提出してください。
 ア 履歴書（所定の様式）に自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込前3か月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付すること。
 イ 実務経歴書（所定の様式） 実務経歴のない者は、「該当なし」と記載して提出すること。
 ウ 資格を証明する書類
 (ア) 職業訓練指導員免許証の写し（該当者に限る。）
 (イ) 第一種電気工事士免状（該当者に限る。）
 (ウ) 高等学校教諭普通免許状の写し（該当者に限る。）
 (エ) 職業能力開発促進法第28条第3項で定める免許取得要件に該当する者については、該当することを証する書類
 (オ) 実務経歴年数を証する書類（該当者に限る。）
 (カ) その他関連する免許資格等の写し（該当者に限る。）
 エ 大学を卒業した者にあつては、大学の卒業証明書及び学業成績証明書
 オ 82円切手を貼った封筒（表面に受験者の受取先及び氏名を記載したもの）
- (3) 受付期間 平成26年12月12日（金曜日）から平成27年1月9日（金曜日）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

5 合格発表

- (1) 書類選考の結果については、平成27年1月中旬に受験申込者に通知します。
 (2) 教養試験及び適性検査の合格者は平成27年2月上旬に、面接試験及び実技試験の合格者は同年2月下旬に、県庁正門の掲示場に掲示するほか、沖縄県ホームページに掲載します。また、合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は平成26年度沖縄県職員選考採用候補者名簿に登載され、採用される日は平成27年4月1

日です。(平成27年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得できなかった場合は、採用されません。)

- (2) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (3) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用されることを辞退した者については、選考採用候補者名簿から削除します。

7 給与

- (1) 初任給は、大学卒業後すぐに採用された場合、平成26年4月現在で155,700円程度の額に、経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年2月2日まで縦覧に供する。
平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成26年12月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フレンズハウス
- 3 代表者の氏名 照喜名実
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市知花一丁目1番10号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいをもつ人、もたない人、すべての人が地域で共に暮らし日常生活を普通に送ることができるように支援を行い、豊かな人間づくりと地域社会づくりに取り組むことによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年2月2日まで縦覧に供する。
平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成26年12月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アンビシャス
- 3 代表者の氏名 迫幸治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志3丁目24番29号グレイスハイム喜納2 1階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主に難病と診断された者に対して情報提供や経済的な自立啓蒙などの事業を行うことで、より質の高い生活を過ごせることを目的とする。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 商号名 株式会社アイベックス
- 2 代表者名 加藤茂男
- 3 所在地 名護市字豊原224番地3
- 4 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第12001号
- 5 許可年月日 平成23年9月20日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 空港用化学消防車（5,000リットル級）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。
 - (3) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 空港用化学消防車の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - (3) 申請書等の受付期間 平成26年12月12日から同月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付期間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成27年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請時項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他のこれらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を

有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する空港用化学消防車（5,000リットル級）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（5,000リットル級） 3台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成28年7月29日（金）
- (4) 納入の場所 南大東空港、北大東空港及び多良間空港

2 入札に参加する者に必要な資格 平成26年12月12日付け沖縄県公報定期第4306号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による入札参加資格を有すると認められた者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年12月12日（金）から同月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年1月22日（木）午前10時00分
- (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第2会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県土木建築部空港課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年1月5日（月）から同月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。この場合において、当該落札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県土木建築部空港課管理班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成27年1月14日(水)
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県土木建築部空港課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
A Chemical Fire Engine For Airports (5,000-Liter Class) 3 cars
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
29 July, 2016
- (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. 22 January, 2015
- (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE
Airport Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2400

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 用途地域 浦添ふ頭（8号岸壁）地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

| | |
|---|--|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p> |
|---|--|